

第二百一十一回国

参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第四号

令和五年三月二十九日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十八日

越智 俊之君

補欠選任 永井 学君

三月二十九日

永井 学君

補欠選任 越智 俊之君

出席者は左のとおり。

委員長

鶴保 庸介君

理事

三宅 伸吾君

山田 太郎君

杉尾 秀哉君

平木 大作君

委員

浅尾慶一郎君

越智 俊之君

友納 理緒君

永井 学君

長谷川英晴君

船橋 利実君

山本 啓介君

山本佐知子君

小沼 巧君

岸 真紀子君

上田 勇君

猪瀬 直樹君

柳ヶ瀬裕文君

芳賀 道也君

伊藤 岳君

山下 芳生君

國務大臣

河野 太郎君

副大臣

岡田 直樹君

大臣政務官

大串 正樹君

事務局長

和田 義明君

常任委員会専門員

中川 貴元君

国立国会図書館長

長谷川淳二君

政府参考人

吉永 元信君

内閣官房内閣審議官

加藤 主税君

内閣府地方分権改革推進室長

吉川 徹志君

内閣官房内閣審議官

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官

内閣府地方創生推進室次長

黒田 昌義君

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官

佐脇紀代志君

内閣府大臣官房審議官

滝澤 幹滋君

内閣府地方創生推進室次長

岡田 輝彦君

内閣府地方創生推進事務局審議官

三浦 聡君

内閣府知的財産戦略推進事務局次長

澤川 和宏君

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官

渡邊 昇治君

デジタル庁統括官

富安泰一郎君

デジタル庁統括官

楠 正憲君

デジタル庁統括官

村上 敬亮君

デジタル庁審議官

山本 和徳君

内閣府地方創生推進室長加藤主税君外二十三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君) 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する総合的な対策樹立に関する調査を議題とし、地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小沼巧君 立憲民主党の小沼巧です。ちよつと病み上がりぎみでございますので、済

ありましよう。でも、実際に大事なものは、支援が必要な人について届くのかということが本当に大事なことだと思えます。予算を積み上げた、やったからいいよねというわけじゃない、実際に必要な人に届かなければ意味がないと思えます。

ちなみに、私、茨城県の出身なんですけれども、自治体でも様々な対応をする必要があると思うんですね、議会を通じて。茨城県議会って、もう第一回の県議会終了してしまっておきまして、第二回は六月七日に予定されているところなんです。という意味で、幾ら大臣がやったら、示すと言っても、自治体で受入れ体制が結局整うまでには相当なリードタイムになってしまっ、届くのがかなり遅れてしまうのではないだろうか、こう思うわけです。いかがでしょうか。

○委員長(鶴保康介君) 内閣府地方創生推進事務局でいいですか。

○政府参考人(黒田昌義君) お答えいたします。今委員おっしゃられました地方創生臨時交付金、昨日、一・二兆円、予備費の閣議決定をしていただきました。先ほど大臣御答弁いたしましたとおり、本日の夕方には、これ交付限度額というのをまず自治体に連絡をしていろんな準備をしていただきますが、もう既にこの物価対策切れ目なくいろんな形でやっておりまして、この閣議決定の前の段階からいろんな問合せをいただいております。

議会が開催されていないところにおきましても、例えば場合によりましては専決で対応する準備をしているとか、いろんなそういうようなお問合せもいただいておりますので、私どもといたしましては、切れ目なく対応ができるように、不安なくいろんな物価対策が取り組めるように自治体と丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(鶴保康介君) 小沼さん、ちょっと待って。失礼いたしました。先ほど、内閣府デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の黒田審議官です

ね。間違っていたら間違ってたって言ってください。

○小沼巧君 そうですね、肩書間違えられると嫌ですもんね。そうですね。更問いたします。結局いつから届き始めていつまでに届き終わるのかということで、もうちょっと具体的にいきましよう。

いつから届き始めて、エンドユーザーの手元です、いつ届き始めていつまでに執行が終わるのか、これが一つです。

もう一つ、専決処理云々かんぬんという話がありましたけれども、また地元のごで恐縮なんです、茨城においては最大与党の自民党派は専決処理は極力控えるというような運用をしているわけでありまして、専決処理を促すということ、地方と国が若干食い違っているのかなと思っております、そういう意味で、専決処理がやるからいいんだというお話は、国の一方的な理屈付け、予算を早くやっただけに見せかける仕組みだけであって、地域の現場には根差しているものとは到底言い難いと思います。

そういう意味で、もう一回整理しますと、そのエンドユーザーにいつから届き始めていつまでに届く終わるのかが一つ。専決処理云々かんぬんとおっしゃいましたけれども、それが本当に地域の実情に合っているとは思っていません。併せて伺います。でも、それに対しての御見解、併せて伺います。

○政府参考人(黒田昌義君) お答えいたします。まず、委員御指摘の二点目の議会の手続の話でございますが、これにつきましては、各議会、地方でいろんな手続があるかと思えます。例えばというところで私申し上げましたが、議会、地方によりましては、そもそも、おっしゃられるとおり、議会手続を取らないといろんな執行はできないというところも当然あるかと思っております。それは各地方のそれぞれの実情に応じて御対応いただくということかと思っております。

いております。予算がないところにつきましては、執行ができない、予算がないという状態になっておりますが、既に、まだあるところにつきましては繰越しの手続をしていただいたりなどしていただき、新年度も切れ目なくやっていただくというようなことかと思えますが、個別のその執行状況、このお金がどういう形で最終的に執行されるのかというのは各自治体のそれぞれの実情によりまして、ちょっと私ども今の段階では測りかねるということでございます。

○小沼巧君 切れ目あるじゃないですか、いつからやるか分からないというんだつたら。年度繰り越すとかという話もあって、どうして年度末に緊急的に予備費になったのかというような話も含めて、また問題を蒸し返しちゃうじゃないですか。ずつとやっているのは、まともな予算案を出すべさだということであり、真面目に予算案を議論しなければいけない、年度末に駆け込みでやっちゃうことは駄目だということを申し上げているわけでございます。

もう残り時間も一、二分ですので、最後、次の話に行くところでありますけど、所信で出てきたものは、企業の農地取得についての話が出てきました。

これは自民党の参議院の先生たちが非常にすごい立派なことを言っていて、何でリースじゃ駄目なんだと、何か一つの成功例だけであって証明されたとは言えないじゃないかというように、まさに私もすごい共感できるような質問を自民党の参議院の先生がやっていたらよかったということでございます。

残り時間一分になってしまいましたので、短く答弁いただければと思うんですが、企業の農地所有、これが農業の振興に結び付くロジックについて今の大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(岡田直樹君) これは、端的に申し上げて、担い手不足による遊休農地増加の問題について、これ地方の基幹産業である農業の衰退につながり、地方創生にとって喫緊の課題であると考

えておりまして、この法人農地取得事業、特に担い手不足の影響が大きい中山間地における農業をいかに持続的にしていくかということを目的とするものでございます。

○小沼巧君 本論は、耕作放棄地だったり担い手不足をどう対応していくのかということが主な論点であって、企業が入れれば全部バラ色だということにはならないと思えます。この点は大きな議論呼ぶと思えますので、引き続き委員会で議論させていただきます。

終わります。ありがとうございました。

○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾です。質問の機会をいただきまして、委員長、理事、そして委員の各位に御礼を申し上げます。

今日は、厚生労働省、出産・子育て応援交付金を取り上げ、デジタル化への課題を議論したいと思います。

まず、事業の概要と令和四年度二次補正分の事業の執行状況について、厚生労働省、説明を願います。

○政府参考人(野村知司君) お答え申し上げます。御指摘のございました出産・子育て応援交付金でございますけれども、令和四年度の補正予算において事業化されたものでございまして、妊娠早期から特にゼロ、一、二歳期について、この伴走型支援、つまりタイミングタイミングを捉まえての伴走型支援の底上げをしていくということを狙いとするものでございまして、さらに、その相談と、加えまして、妊娠届出時、さらには出生届出時、こういったタイミングでそれぞれ五万円ずつの経済的な支援を行うと、そういった事業でございます。いまして、現在のところ、今年度中におおむね九割程度の市町村の方でこの事業への取組が始まると、そのような状況でございます。

○三宅伸吾君 五万円相当のギフト、経済的支援ですけれども、現金と、それからそれ以外の割合はどのぐらいですか。

○政府参考人(野村知司君) お答え申し上げます。

す。

この出産・子育て応援交付金の中で、その経済的支援、これは出産・子育て応援ギフトというふうな名称をしておりますけど、この支給方法につきまして、昨年十二月に実施いたしました各市町村における検討状況のアンケートの結果といたしましては、約九割の自治体が現金給付、現金による支給、約一割の自治体が電子クーポンあるいは紙のクーポンや電子マネーによる給付、こういったものを検討しているというふうなことで回答があったところでございます。

○三宅伸吾君 この五万円と五万円、二回、これ現金給付は推奨はしております、例外扱いというふうには私は理解をしておりますけれども、現実には九割が、九割の自治体が現金給付を選んでいてというアンケート結果があるという理解でよろしいですか。

○政府参考人(野村知司君) はい、おっしゃるとおりでございます。

○三宅伸吾君 私の地元香川県の高松市では、フェリカポケットマーケティング社のシステムを使ってデジタル商品券を発行したこともございます。しかし、この出産・子育て応援交付金事業については、早期開始をしたいということもあつてか、大半の自治体と同じく現金給付としたそうでありま。

今、デジタル技術の活用では、ギフトパッド社とかグラフィア社など様々なデジタル化のサービスを提供している民間企業がございます。厚生労働省は、今回の事業に当たりまして、デジタル技術の活用で先行している自治体の事例丁寧にご自治体に説明を事前にしたのかどうか、お聞きしたいと思っております。

あわせて、この伴走型支援についても、これオンライン面談を含め対面を原則とするというふうな聞いておりますけれども、この伴走型支援についても、先行するデジタル技術を活用したそれぞれの自治体のこれまでの取組の例を今回の事業の開始に当たって周知徹底をされたんですか。

○政府参考人(野村知司君) お答え申し上げます。

御指摘のように、現状は、先ほどお答え申し上げますように、現金給付を選択しているところが多くなっているのは事実でございます。そういったところになぜ現金給付にしたのかというのを聴取をしてみましたところ、やはりなるべく早期に事業を開始したい、対象者にいち早く支援を届けたいという観点でございますとか、市民の意見を聞いてみたら現金給付がいいというふうなお声も多かったということでそちらを選択したというふうなお答えが多くなっていたところではございません。

その一方で、先ほどお答えしました、一割ぐらゐのクーポン券や電子マネーなどでの給付というのを選んだ自治体にお聞きしてみると、それに、この国の補助事業によるものに先行して地方単独事業で既にそういう手法を採用していたというふうな地域もございました。そうしたことを踏まえて、この施行の準備に当たりましては事例が御紹介できたかなというところも考えながら、昨年、施行の準備をしたところでございます。

令和四年の十二月に自治体向けの説明会というのを行いました。その際には、そういったその既存の地方単独事業、先行して実施しておられた事業の中で、このITを活用した経済的支援の展開の例といたしまして、東京都さんが新型コロナ禍でやっておられる電子カタログギフトでございますとか、あるいは大阪府吹田市さんがやっておられる電子クーポンでの支給の取組の事例といったようなものを御紹介を申し上げたところでございます。

さらに、御指摘のその出産・子育て応援ギフトについてIT活用しているという事例で申し上げますと、実際に一月以降開始する中で、市内店舗で使える電子商品券等を活用して支給しているところもあれば、電子カタログから育児関連の商品などを選ぶ電子クーポン方式、こういったものを四月以降順次導入に向けて調整している都道府県

があつたりというような状況でございます。

こうしたような取組をしている事例につきましては、先ほど十二月には先行する地方単独事業での取組として御紹介をいたしましたけれども、改めてその後実際やっているとどういふのがあるのかということも事例を集めまして、地方自治体に横展開的に情報を提供するための事例集第一版といたしまして、三月の頭、三月の三日にそれをお示しをしたところでございます。済みません、長くなつて恐縮です。

伴走型相談支援の方でございますけれども、こちらも妊娠届出、出産間近、出産直後、それぞれタイミングでなるべく顔の見える関係をつくって、相談しやすい関係をつくっていただくということを原則として掲げているわけではございますけれども、それ以外に随時のイベント、行事等の情報発信やら、随時の情報、済みません、相談対応、こういったものも促しているところでございます。

そうした中で、この面談などにつきましても、ズームなどのオンライン会議を活用している自治体があるというふうにも承知をしております。こういったデジタルを活用したような事例も盛り込んだ形で、先ほど申し上げました三月三日に周知をいたしました事例集第一版の中に盛り込ませていただいたところでございます。

○三宅伸吾君 事例集第一版はもつと早く提示すべきだったんじゃないかと私は思います。

そこで、デジタル庁にお聞きしますけれども、デジタル庁の防災DXサービスマップというのがあると思えますけれども、概要とそれを作った狙いを御説明ください。

○政府参考人(村上敬亮君) お答え申し上げます。

防災の分野は非常に優れた民間のアプリが既にたくさんあるんですが、どこでどんなアプリがあるのかがよく分からない、若しくはつなげてうまく使えないと、こういった問題を抱えてございます。このため、デジタル庁の方で、こういったものを

作っている民間企業と、それからそれに協力した自治体の皆さん、協議会に入っていたいただきまして、その方々のスクリーニングも経つつ、デジタル自身でもそういうアプリとサービスの公募をいたしまして、その結果をサービスカタログという形にまとめまして、今月、大臣の方から公表をさせていただきます。

これは、物がどこにあるかということに加えて、やっぱり自治体の皆さんの調達する力というのはなかなかないという部分、どうすれば意中の製品があつて調達できるのかと、これも両方やっけないといけないということ、これも両方やっ動作を盛り上げると同時に、作ったカタログも順次実態を踏まえてリバイスをしていくというふうな形でできるだけ地域の方々の皆さんのお役に立てていきたいと、こう考えてございます。

○三宅伸吾君 全国旅行支援というのがあつたかと思えますけれども、これは途中からデジタル原則を河野大臣が打ち出し、観光庁が応じたわけがあります。この出産・子育て応援交付金事業では、厚労省はデジタル庁と何らかの事前コンタクトをし、協議をされたんですか。

○政府参考人(野村知司君) お答え申し上げます。

この出産・子育て応援交付金の中のこの応援ギフトに関しましては、デジタル庁とも御相談をし、連携した上で、早期事業実施の観点から現金給付で事業を開始すると、市町村が多いというふうな先ほど申し上げましたが、そういった状況であることも踏まえまして、妊婦さんあるいは子育て家庭の申請手続、さらには市町村の事務に係る負担軽減の観点から、本年一月、特定の給付に位置付けまして、市町村がこの現金の支給ということに係る事務を行うに当たりまして、公金受取口座の関係情報を取得、利用することを可能とするというふうなことを行つたところでございます。

また、あわせて、本日でございますけれども、出産・子育て応援ギフトの申請に際しまし

て、マイナポータルを活用したオンライン申請を可能とする取扱いにするというようなことなどを行ったところでございます。

今後とも、デジタル庁とよく連携しながら取組を進めてまいりたいというふうに考えて、ございます。

○三宅伸吾君 本年一月にはもうこのサービスを開始した自治体があるわけですから、本年一月にデジタル庁と協議を始めるのでは実は遅かったのではないかと私は思います。

一つ質問を飛ばしまして質問七に参りますけれども、来月一日に発足することも家庭庁の準備室ですね。これまでの質疑、今浮き彫りになりましたけれども、原則は非現金、こういう制度趣旨であったにもかかわらず、実際は現金給付が大半になつていると、こういう課題が浮き彫りになつたわけで、ございますけれども、出産・子育て応援交付金事業は令和六年度も継続すると聞いております。

このことも家庭庁準備室では、こども政策DX推進チームという組織までつくってDX化に取り組もうというふうに聞いておりますけれども、これまでの議論を聞いてどのような課題をこども家庭庁準備室は認識をされましたか。

○副大臣(和田義明君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、子育て分野においてデジタル技術を活用することは極めて重要な課題であるというふうに認識をしております。このため、こども家庭庁設立準備室としては、デジタル技術を活用して子育てをより楽しく、安心、便利なものにしていくよう、昨年十二月に小倉大臣をトップとするこども政策DX推進チームを開催し、今日の夕方三回目を開催する予定でございます。厚生労働省やデジタル庁と連携をして議論も進めてまいりました。

その結果でありますけれども、御指摘の出産・子育て応援交付金につきましては、例えば、本日から出産・子育て応援ギフトの申請に際してマイナポータルを活用した電子申請が可能になること

は、先ほど厚労省さんからもお話のあったとおりでございます。また、四月以降、こども家庭庁が設立した後においても、各自治体の実施状況や創意思工場の取組事例等の把握、課題の分析等を行い、デジタル技術の活用を含めた事業の在り方を検討する調査研究事業を実施いたします。

引き続き、子育て当事者の声をよく伺いながら、デジタル技術を活用した子育て家庭などの皆様の負担軽減に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○三宅伸吾君 デジタル庁ができて、中央省庁が利用するシステム関係の予算については、デジタル庁が一括して予算要望をするというふうになつたと認識をしております。

課題は、全国規模で見れば、中央省庁の事業の一環として実際のその執行を全国の自治体に委託をするという事業が多いわけですね。今日取り上げております出産・子育て応援交付金事業も同じだと思います。そういった場合に、中小の基礎自治体では、それぞればらばらに同じようなシステムを至る所までつくったり、そしてまた人材不足からそもそも少しデジタル化すれば行政効率があがるのにデジタル化をしていかなかったり、様々な課題があると思います。

そこで、私、御提案申し上げたいのは、例えば一定金額以上の大規模な中央省庁が遂行する事業については、その事業の概要をできる限り早くデジタル庁にお示しをして、そしてデジタル化による効率化とか、別の省庁ではこういうことをやると効率化しているよとか、そういう助言活動をするような仕組みを入れれば、私はその自治体が執行する中央官庁の様々な事業がより効率化できるのではないかと考えております。

デジタル庁におきましては機動的改善チームという組織もつくつたと聞いておりますけれども、河野大臣がどのようなお考えなのか、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(河野太郎君) 三宅委員からお話がありましたような観光庁の旅行支援についてデジタル

ル庁から観光庁にお話を申し上げたこともございますし、最近の給付金についてマイナポータルを活用する、あるいは公金受取口座を活用するというような話を申し上げたことはございますが、これ散発的にやっている話でございますので、今委員から御提案がありましたような一定金額以上の事業についても網羅的にやるというのは一案だと思っております。

ちよつとデジタル庁の方の人的リソースをチエックをして、どれぐらいのことなら受けられるのか、たくさん来ちゃつてもデジタルの今の人員ではなかなか全部を受け切れませんので、ちよつと金額の規模とか、あるいはどういう類いの事業というものを少し絞つた上で、そういうことができないかどうか、これ検討に値するのではないかなと思っております。

昨年、デジタル大臣を拝命したときに、私のところ直轄のチームを設けてまして、国民の皆様から上がってきた様々な声について、もう早期に対応できるものについては早期に実現してしまおうということ、それ専属のチームがおります。今、私の大臣室の隣にそのチームが陣取つていろいろなことをやってきてくれております。

例えば、厚労省の、介護事業所などが利用者の状況あるいはケアの計画内容をデジタルシステムに入力することでこの内容が分析され、フィードバックを受けることができる科学的介護情報システムというのがございましたが、これの改善というものを厚生労働省と連携をしてやったということがございます。あるいは、今海外から日本に入るときにビジット・ジャパン・ウェブ、これについても、空港を管轄する国交省、それから検疫の厚労省、入国管理の法務省、入国管理庁、それから税関、財務省、こういうところと連携をして、このビジット・ジャパン・ウェブ、常に改善しようとしているところがございますので、委員が御提案いただきました、ちよつと一定以上の金額の事業についてどういふことができるか、これはちよつと検討させたいというふうに思います。

○三宅伸吾君 次はちよつと国勢調査について質問したいんですけども、これ五年に一度やっていると聞いております。令和二年度予算約七百二十億円と聞いております。

一点、まず、質問を飛ばしまして、確認ですが、でも、マイナナンバーカード、そしてマイナンバーカードを利用するマイナポータルを国勢調査に連携するというか活用するために統計法の改正が必要ですか。

○政府参考人(北原久君) お答え申し上げます。

統計法では、国や地方、民間団体などが保有する各種の情報から公的統計を作成することも想定されており、統計調査によつて集められたもの以外の情報から公的統計を作成すること自体は、他の法令で規制がある場合は別として現行の統計法の想定内であると考えております。

○三宅伸吾君 マイナンバーを使う場合にはマイナンバー法の改正が必要だけれども、マイナンバーカードとマイナンバーカードを利用するマイナポータル、これは少なくとも統計法上の禁止規定という改正の必要はないという理解であります。

国勢調査の調査票というのを配って回収するわけですけれども、今はどうやって配り、回収率はお幾らですか。そしてまた、世帯主に会えない場合はどうやってその高い回収率を維持されているのか、お聞きしたいと思っております。

○政府参考人(岩佐哲也君) 国勢調査でございますが、我が国の人口及び世帯の実態を把握する国の最も基本的な統計調査でございます。全世帯につきまして現住所調査を実施する必要がありますので、統計調査員が各世帯の居住状況を確認をさせていただきます。調査票等の関係調査書類です、世帯の方に配布をさせていただきます。御座ります。

世帯からは、オンライン回答、それから郵送回答、調査員提出のいずれかでも回答いただけるようになってございますが、近年、オンライン回答推進を図つておりまして、オンライン回答、郵送

回答の割合は増えてきてございます。前回調査では、オンライン回答、それから郵送回答で約八割の回答がそちらの方で得られておるといところでございます。残り二割ですね、調査員回収でございますけれども、世帯が不在などで会えない場合には、国勢調査令に基づきまして調査員が近隣の者から必要な情報を聞き取らせていただきます。市町村が居住状況の確認などを行うことによりまして、全ての世帯の調査を行っているところでございます。

○三宅伸吾君 一部はオンライン回答もしているということでデジタル技術活用しているわけですが、けれども、調査票を配るところは今も人海戦術のアナログだという認識でございまして。ちょっとデジタル庁にお聞きしますけれども、マイナンバーカードとかマイナポータルからどのような個人情報が入手できますか。そしてまた、代理人登録の機能を使っている場合はどこまで幅広い情報が取れますか。

○副大臣(大串正樹君) まず、マイナンバーカードからは、券面に記載されております氏名、住所、生年月日、性別等の情報が取得できるようになっております。また、マイナポータルからは、マイナンバーカードを利用してログインすることで、行政機関等が保有している利用者の世帯主との続き柄、所得及び個人住民税に関する情報、国民年金や被用者年金の給付、保険料徴収の情報、児童手当支給情報、医療費通知情報などの情報を閲覧、取得することがございます。

また、マイナポータルでは、代理設定を行った場合、代理人は委任者が許可認定した情報について閲覧、入手できることになっておりますけれども、診療薬剤情報など機微な健康医療情報は代理人に閲覧権限を与えられない仕様になっております。

○三宅伸吾君 今、調査票は配っているということでありまして、デジタル化はされていないということですが、

でも、例えば調査票の一部はデジタル化して配つたらどうかと、私ちょっと考えたわけでありまして。例えば、調査票として、マイナンバーカードで個人認証をしたスマホのアプリとか、又はマイナポータルと連携した調査票を活用すれば、このようなデジタル調査票に様々なデータをまずは取り込むことがもう既にできるわけです。わざわざ全ての情報をゼロから紙の調査票に書き込まなくても済むのではないかと思っております。

もちろん、住民票記載の住所と実際に住んでいる住所が異なっている場合も当然あるかと思っております。それは、国勢調査の趣旨に合わせ、もし住民票記載の住所がまず取り込まれても実際に住んでいる住所が違ふのであれば、それは上書きをして訂正をした上でネットで送り返す等をすればいいのではないかと思っております。総務省、こういう考えについてどう思われますか。

○大臣政務官(長谷川淳二君) お答えいたします。国勢調査は、我が国の人口及び世帯の実態を把握する最も基本的な統計調査でございます。様々な行政施策の基礎となる資料を得ることを目的としております。

したがって、国勢調査では、世帯員、就学、就業、住居の状況などを調査する必要があります。現況では、マイナポータルで利用できる情報のうち国勢調査の調査事項に該当する、活用し得る項目は性別や生年月日などごく一部となつております。

一方で、委員御指摘のとおり、調査のデジタル化は極めて重要な課題と認識をしております。国勢調査では平成二十七年調査からオンライン調査システムを導入いたしました。前回、令和二年調査のオンライン回答率は約四割でございます。利用された方の評価も高いものとなっております。引き続きオンライン回答の一層の促進を図ってまいりたいと思っております。

その上で、三宅委員御指摘のマイナポータル

統計調査への利用にしましては、先ほど申し上げましたとおり、現状では利用可能な情報はごく一部となっておりますが、様々な分野の情報連携の進展などの状況を踏まえつつ、将来的には調査への活用も視野にしっかりと検討すべき課題と認識をしております。

○三宅伸吾君 このデジタル化については、デジタル化をしても誰一人取り残さないということは当然極めて大事だと思っておりますけれども、多くの人が使っているデジタル基盤を有効活用して、行政の事務の効率化とか、国民の時間と、そして血税を無駄にしないということも当然重要であります。私は両者は両立できると思っております。今の御答弁も基本的には同じ問題意識があるんだと思っております。

例えば、確定申告の相談というのがございますけれども、これ、かねてから、電話予約を、確定申告の期間中は一切電話の予約を受け付けていなかったんですね。その日に税務署に足を運んで順次相談をこれまでではしてまいりました。国税庁は、令和三年からこれLINEを使って、三百万人以上の納税者と友達となつて、予約ができるようにいたしました。これ、国民負担は大きく軽減をいたしました。もちろん、従前どおり、当日予約なしで税務署に行つて、いわゆるアナログという従来の方でも残しております。

LINEを使ったこの税務相談予約システムでは、実は氏名の個人情報や一切LINE側に送っております。そういうところは違ひは当然でございます。もう一方、機微な個人情報やたくさん使う税務申告ですね、そもそも税務申告ではマイナポータルから申告に必要な情報の取得も既に可能になっておりまして、国勢調査がこうしたデジタル基盤を、今は使っておりませんけれども、これから検討をして、一つ一つ実務上の課題を潰していくということは当然あつてしかるべきだと私考えております。

振り返れば、今御答弁ございましたように、国

勢調査の回答におきましても、実はネット回答は、二〇一〇年に地域限定、たしか東京だったと思ひますが、そこでスタートをして、二〇一五年からネット回答を全国したというふうな認識をしております。

可能でございましたら、二〇二五年ですね、次の国勢調査において、質問票の配布等についてもマイナンバーカード等の活用を、少なくともちよつと地域限定か、ある程度対象を絞つて試験的な実験をしてみてもどうかと御提案を申し上げたいと思ひます。

○大臣政務官(長谷川淳二君) 国勢調査では、御指摘のとおり、デジタル基盤を活用したオンライン調査システムや調査の実施状況管理システムの導入によりまして、国や自治体、回答者の負担軽減や調査結果精度の向上など様々な効果が得られていると認識をしております。引き続きオンライン回答の更なる促進などに取り組んでまいりたいと考えています。

御指摘のありましたマイナンバーやマイナポータルに関する事項も、国勢調査では、現住地、その地域で実際に住んでいる人と世帯、これを調査員が確認をし、その状況を調査する必要があります。したがって、これも御指摘がございました。したがって、これも御指摘がございましたが、住民票の記載の住所と実際の住所が異なる場合の対応など、制度上、実務上様々な課題がございますが、関連する法整備の状況や様々な分野の情報連携の進展などを踏まえつつ検討すべき課題と認識をしております。

いづれにいたしましても、調査の一層の効率化などを進める観点から、デジタル基盤を活用した国勢調査のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。

○三宅伸吾君 マイナンバーカード、保険証とか、それから車の免許証との連携、そしてまた全国各地の郵便局でもカードの申請ができるような法改正がこれからはなされるのではないかと認識をいたしております。場合によっては、今後、国勢調査においても郵便局ネットワークをうまく利用

させていたかどうか、そういうことも検討課題になるのかもしれませんが。まだこのところは私も深く勉強したわけではございませんので、軽く述べるだけにとどめておきたいと思っております。今日はありがとうございました。以上でございます。

○山田太郎君 引き続きまして、山田の方から質疑させていただきたいと思っております。

AIについてやりたいと思っております。本当にAIの進展目覚ましく、本当に人類に大きな恩恵を被るところもありますが、一方で、正の側面だけじゃなくて負の側面というものが昨今指摘されています。ちょっとその辺り少し今日は質疑させていただきたいと思っております。

昨年発表されましたミッドジャーニーとかステューブディフュージョン、もう本当に画像生成ということではもう大したものがあります。

チャットGPTも、先生方御案内のとおり、文章生成という意味では本当に人が作ったものと区別がつかないような、こういうものが出てまいりました。

ただ、やっぱりその負の側面として本当にこれで大丈夫なのかということが言われていて、著作権に関する問題として少し触れていきたいんですが、例えば、画像生成AIとか、音楽生成AI、文章生成AI、ジェネレーティブAIの発展によって、本当に、AIの生成物の著作権物性とかAI生成物による著作権侵害の成否ですよね、これがそれぞれ著作権法上の課題として出ています。まず政府はこれらの課題を今把握しているのかどうか、御見解いただきたいと思っております。

○政府参考人(澤川和宏君) お答えいたします。

お尋ねのAI生成物の著作物性や著作権侵害といった著作権法上の課題につきましては、御指摘ありましたように、最近における生成系AIの急速な進歩と普及によりまして国内外で様々な議論が生じているというふうに承知しております。

現状におきましては、人間による創作的寄与がどの程度あれば著作物と認められるかと、そういった点が明確でないこと、またAI生成物が大量に作成され市場に供給されることで著作権侵害が大量に発生するおそれや、自らの権利を他者に主張するいわゆる権利濫用が生じるおそれがあるといったことが指摘されております。

引き続き、こういった点にも留意しながら、有識者及び関係省庁としっかりと連携しながら、AI技術の発展とそれに伴う具体的な課題の把握に努めてまいりたいというふうに思っております。

○山田太郎君 そうなんです。著作権法だと、文化の進展を目的としてその著作物の保護と文化利用のバランスを取らなければいけないということですが、仮にAIによってこの文化の発展が阻害されるということであれば対応を迫られるということもあるかというふうに思っております。

まさに非常に難しく、かつてウイニーがありました。この技術を殺してはいけないという側面とそれによって出てくる問題点、本当に今厳しい判断をもしましたら政府含めて我々立法府もしなければならぬんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

一方、政府の方は、二〇一九年以降、AI政策、AI戦略というのを作成してきています。その中でAIに関する著作権法上の課題ということについて何か方向性を出されているのかどうか、この辺りもお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(渡邊昇治君) AI戦略についてのお尋ねでございますけれども、二〇一九年以降、AI戦略に関する検討の中で著作権法上の課題に関する方向性は示しております。

○山田太郎君 ということなんです。私も実は先ほどチャットGPTでAIの課題は何と聞いてみたら、著作権法上の権利侵害の問題というのが出てきましたので、いわゆるAI自身もそういうふう認識しているということであり、そういう意味で、本当にここを何とか議論

していかねばいけないんじゃないかなと思っております。

一方で、政府は、デジタル化、ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備ということで、実は二〇一八年に著作権法の改正を行っております。いわゆる著作権法の三十条の四と五のものがあります。これ、AIによる深層学習の権利者の利益を通常害さない類型、行為類型であるとしてこの権利制限規定が新設されたんですが、具体的にどのようなAI開発を適正とするために作った改正だったのか、お願いたします。

○政府参考人(中原裕彦君) お答え申し上げます。

平成三十年の著作権法改正におきましては、いわゆる柔軟な権利制限規定の一つとして、第三十條の四におきまして、情報解析の用に供する場合など、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としないうちは、その必要と認められる限度において方法を問わず著作物を利用することが可能であるというふうな規定をされました。

この改正は、知的財産推進計画二〇一六におきまして柔軟性のある権利制限規定について必要な措置を講ずるというふうなされましたことなどを踏まえて、文化審議会著作権分科会におきまして平成二十七年から平成二十八年にかけて行われました検討及びその報告書において示された方向性を踏まえたものでございます。

著作権分科会での当該検討に係る報告書におきましては、柔軟な権利制限規定に関する著作物利用のニーズとしまして、大量の情報収集、蓄積、解析等々、これにより生まれた著作物を含む得る新たな知識、情報の出力を伴ういわゆるサイバーフィジカルシステムが挙げられておりますこと。また、先ほど申し上げました知的財産推進計画二〇一六におきましてはAIによって自律的に生成される創作物といったものがその検討対象とされたことなどから、審議会における議論の段階で想定されていたAIとしては、従来からAIの用途として挙げられておりました画像認識等

の用途に用いられるAIのほか、生成系AIなどが想定されていたというふうな考えられます。

なお、AI、人工知能の開発に関しましてAIが学習するために著作物を含むデータを収集する行為等につきましては、平成三十年改正を踏まえて文化庁が作成しています著作権法三十条の四等に関する基本的な考え方においても、同条の享受を目的としないうちは行為の具体例というものとしての明示をさせていただいているところでございます。

○山田太郎君 多分、今の答弁難し過ぎて何言っているか分からないと思うんですけども、簡単に言うと、二〇一八年段階では、日本ではAIを育てなければいけないということで、そのときに、よくデータを食べさせると言うんですけども、そのAIがいろいろ分析、研究するために必要なデータは著作権性があったとしても一定の条件下では使っていくんですよ、こういう実は改正をしたというのは、簡単に言うと、三十条の四なんですね。

問題は、これインプットのところとしてはそういう形でAIを育てると、そういう意味では日本はもしかしたらAI先進国になる可能性があるということでありまして、問題はアウトプットのところなんです。出てきたアウトプットが実は誰かの著作物に例えば類似していて、特に依拠性がある場合には当然著作権法等違反になっちゃう可能性なんかもあるということでありまして、多分その議論というのが実際当時されていなかっただ。それはなぜかという、昨今、生成系AIといたってはこんなに進化するとおっしゃったから、取りあえず、食べさせて分析した結果を人間が分析した上でそれを使っていくという程度にとどまっていたんですが、そのままだと画像であつたりとか文章がこういう形で出てくると。出てくると、それが元々の著作物とほとんど同じじゃないかとかちよつと変えただけじゃないのと言われていることがあつて、今大変な問題になつているところでもあります。